

平成26年4月1日から、  
最低制限価格の算定方法が変わります。

(建設工事及び植栽等維持管理業務)

## 1 価格の設定

現行(H25.4.1～)	改正後(H26.4.1～)
<b>【範囲】</b> 予定価格の7/10～9/10 <b>【計算式】</b> 直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × <u>80%</u> 一般管理費等 × 30%	<b>【範囲】</b> 予定価格の7/10～9/10 <b>【計算式】</b> 直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × <u>85%</u> 一般管理費等 × <u>55%</u>
合計額 × <u>1.05</u>	合計額 × <u>1.08</u>

## 2 算定式

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接工事費の95%」} + \{\text{「共通仮設費の90%」} + \text{「現場管理費の85%」} + \text{「一般管理費等の55%」}\}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

①  $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$  の場合は、

最低制限比較価格

$$= (\text{「直接工事費の95%」} + \{\text{「共通仮設費の90%」} + \text{「現場管理費の85%」} + \text{「一般管理費等の55%」}\})$$

(千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

②  $7/10 > \alpha$  の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 7/10$$

(千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

③  $9/10 < \alpha$  の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 9/10$$

(千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

## 3 適用日

平成26年4月1日

(同日以降に公告及び指名通知を行う建設工事及び植栽等維持管理業務から適用)